

川本町子ども等医療費助成制度について

川本町では、子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、健全な育成及び安心して子育てができる環境作りを推進するため、医療費の助成を行っています。

令和2年8月から
対象年齢を拡大しました

対象者	0歳から 小学校就学前児		小学校就学後から <u>18歳到達後最初の3月31日</u>		就学後20才未満 (特定16疾患群)	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院
負担 限度額	0円				0円	—
本人負担	なし(※)				なし (※)	—
所得制限	なし				なし	—
薬局徴収	なし				なし	—

- * 負担限度額は、1ヶ月、1医療機関ごとです。
※医療保険外（自費部分）は助成の対象外です。
- * **福祉医療該当の方は「福祉医療費医療証」を一緒に医療機関へ提示してください。**
※制度上、福祉医療が優先され、差額を子ども等医療が負担します。
- * **学校等でのケガ等の治療のため、スポーツ安全保険が申請できるときは、子ども等医療証は使えません。**一旦医療機関へ支払い、学校にご相談ください。
- * 証が使えなかった場合は、一旦支払い、役場にて償還払いの手続きを行ってください。
- * 保険証の変更や住所変更等は届出が必要です。
- * 入院など**医療費が高額になる場合、予め保険者から「限度額認定証」を取得し、子ども等医療証と共に医療機関へ提示すると、以後の手続きが簡略化されます。**
- * 転出などで**資格を喪失される場合は、証を必ず役場へお返してください。**



〈お問合せ先〉
川本町健康福祉課 地域医療係
住所 川本町大字川本271-3
TEL 0855-72-0633